

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和二年四月二十七日

2 登録番号

四十六

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社双葉

2 代表者の氏名

野田 尊文

3 主たる事務所の所在地

広島県山県郡北広島町才乙五九七番地の一

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う種類
野田 靖子	広島市安佐北区亀山西二丁目 二番一―一〇〇六号	玄米